

個人

1. 附帯決議の尊重について

「著作権等管理事業法」成立の際に、衆議院と参議院で附帯決議が盛り込まれてますが、その附帯決議を遵守すること。特に参議院附帯決議の三、七、十、衆議院附帯決議の三についての徹底を図ることを要望いたします。

参議院附帯決議>

三、著作権等管理事業者の使用料規程の届出に際しては、著作権等管理事業者があらかじめ利用者又は利用者団体から意見聴取を行うよう努めなければならない旨の規定が尊重されるよう指導すること。

七、著作権等管理事業者間の公正な競争の確保及び著作権等管理事業者の利用者に対する優越的地位の濫用の防止を図るため、独占禁止法に基づき公正取引委員会を始めとする関係省庁が協力して適切な措置を講ずるよう指導すること。

十、障害者が著作物を享受する機会等が十分に確保されるよう制度の見直しを含め、積極的に取り組むこと。

衆議院附帯決議

三 著作権等管理事業者間の自由かつ公正な競争の確保、著作権等管理事業者の利用者に対する優越的地位の濫用の防止及び著作物等の利用の円滑化を図るため、公正取引委員会をはじめ関係省庁が協力して適切な措置を講ずるよう指導を行うこと。

2. 情報提供の義務化について

十七条で管理事業者の利用者に対する情報提供の努力義務を定めているが、努力義務ではなく完全な義務化を要望いたします。

(情報の提供)

第十七条 著作権等管理事業者は、著作物等の題号又は名称その他の取り扱っている著作物等に関する情報及び当該著作物等ごとの取り扱っている利用方法に関する情報を利用者に提供するように努めなければならない。

この条文の最後を「提供しなければならない」として欲しい。

同時にこの義務を怠った事業者に対して罰則を設ける。(第29条～第34条のいずれかに加える)

3.使用料規定に関する協議及び裁定における利用者代表の条件の緩和について

施行規則第21条において、利用者代表の要件が定められているが、この要件を大幅に緩和することを要望したいと思います。

(利用者代表であると認める場合)

第二十一条 文化庁長官は、法第十四条第三項に係る通知をした者又は法第二十三条第四項に係る申立てをした者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該者が一の利用区分における法第二十三条第二項に規定する利用者代表であると認めるものとする。

一 当該利用区分における当該者の利用者比率(一の利用区分における利用者の総数に占めるその者又はその者に使用料規程に関する協議を委任した者の直接又は間接の構成員である利用者の数の割合をいう。以下この条において同じ。)及び使用料比率(一の利用区分における利用者が支払った使用料の総額に占めるその者又はその者に使用料規程に関する協議を委任した者の直接又は間接の構成員が支払った使用料の額の割合をいう。以下この条において同じ。)がともに百分の五十を超える場合

二 当該利用区分における当該者の利用者比率が百分の五十を超えかつ使用料比率が百分の五十を超える者が存在しない場合又は当該利用区分における当該者の使用料比率が百分の五十を超えかつ利用者比率が百分の五十を超える者が存在しない場合

三 前二号の場合を除き、当該利用区分における当該者の利用者比率及び使用料比率がともに百分の二十を超え、当該利用区分において他に当該者の利用者比率又は使用料比率を超える者が存在せずかつ現れる見込みがあると認められない場合

4.著作権管理情報の統合検索機能の実現について

複数の管理事業者の管理著作物リストを統合的に検索できるシステムを構築することを要望したいと思います。例えば、音楽・出版などの過去のアーカイブを歴史的価値のあるものとして、次の世代に伝えることは大事な事のように思うのですが、残念ながら権利関係が複雑で、今だに陽の目を見ることができない物も多数存在しておりますし、権利関係を瞬時に検索し、明確化すること

は急務だと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

個人

著作権管理事業法が施行されてから3年が経過しましたが、この間の経験から現行の管理事業法（以下管理事業法）は、利用者に多大の負担をかけ、利用者不在である点の改善が強く望まれます。

管理事業法施行以前は、複写利用者は日本複写権センターとの契約によって著作権の処理をおこなっていました。もちろん問題も多々ありましたが、少なくとも契約窓口はひとつであり、簡便でした。

しかし、管理事業法施行後は、利用者が各管理事業者に個別に著作権許諾と処理をしなければならなくなり、医学分野の文献複写については、先にあげた管理事業者3社と煩雑な処理をしなければならなくなりました。それらの経験から、以下の改善を求めます。

(1) 管理事業者が複数あった場合でも、著作権許諾と処理の窓口は一括して処理できる体制を求めます。例えば、日本複写権センターのホームページ等で処理でき、あとは管理事業者間でその分配を内部的におこなうことは、現在の技術で充分可能と思います。利用者が各管理事業者と個別に処理しなければならない現行の著作権処理は、利用者不在と思いますので、窓口の一本化を強く求めます。そして簡便な処理をするため処理料金として均一料金にするよう求めます。

(2) 医学分野の文献複写は、臨床や研究の上で必要不可欠のものとなっています。また量的にも多い分野と思います。そういう意味で、なるべく安価で簡便な処理方法へ改善することが必要と思います。例えば大量に利用する会社、機関、図書館等は、包括的で安価で簡便な処理をする方法を導入できるようにしたいものです。一部管理事業者は既にそのような試みをおこなっています。しかし、全体としてはそれぞれがばらばらの基準で行われており、利用しにくいことはなほだしいと思います。

以上意見を述べました。

個人

●第二条（定義）について

「管理委託契約」として、信託契約と委任契約の二種類が挙げられていますが、著作物等の利用に際して、著作権者の意向をより反映できるようにするため、信託契約は廃止し、委任契約のみとするべきと考えます。

●第十七条（情報の提供）について

「著作権等管理事業者は、著作物等の題号又は名称その他の取り扱っている著作物等に関する情報及び当該著作物等ごとの取り扱っている利用方法に関する情報を利用者に提供するように努めなければならない」とのことですが、これは「提供するように努めなければならない」ではなく、「提供しなければならない」とすべきです。さらに付け加えるならば、インターネット等で検索可能なデータベースの提供も義務づけるべきではないでしょうか。

●第二十条（業務改善命令）に関して

JASRACの信託契約約款には、「契約を解除した委託者（著作権者）は解除した契約に定める信託期間の終期が到来するまでの間、受託者に著作権を信託することができない」（第二十一条 2 項）という条項があるようです。さらに、「契約解除したときの信託禁止期間は、委託者が本契約を解除しなかったとしたならば、信託著作権の管理委託の範囲を変更できることとなる日が到来するまでの間」（付則第五条）とされ、契約を解除すると最長 5 年間は JASRAC と再契約できないこととなります。

この条項の存在によって、委託者は他の事業者との契約を思いとどまるという実態があるようで、これは著作権等管理事業法の趣旨と全く真逆な状況です。

また、契約を解除し、約款に縛られなくなった状態であるにも関わらず、「再契約できない」という約款に縛られるというのはおかしいことであり、不当契約とも言えます。

以上のように、このような条項は、委託者、および利用者の利益を現実に害していると考えられるため、著作権等管理事業法第二十条にもとづき、文化庁長官には改善命令を出されることを希望します。

また、JASRAC 以外の事業者の約款に対しても欠陥が存在している可能性があります。これらに関して文化庁はきちんと内容を把握し、指導を行っているのかどうか、少々疑問を感じています。法の精神に則った適正な運用をお願いする次第です。

●衆議院附帯決議の三について

「三 著作権等管理事業者間の自由かつ公正な競争の確保、著作権等管理事業者の利用者に対する優越的地位の濫用の防止及び著作物等の利用の円滑化を図るため、公正取引委員会をはじめ関係省庁が協力して適切な措置を講ずるよう指導を行うこと。」とのことですが、この付帯決議が有名無実化しているように

感じられます。この付帯決議を順守されることを、運用に関わる方々に徹底して
いただきたいと思います。

個人

ニュースを見た。ダンス教室や喫茶店から法外な金を取ったりと、JASRACのやり方はひどすぎる。著作権で商売するのはいいが、その使用料は海外と比べて、あまりにも高い。そして、それに対する裁判の判決もひどすぎる。政府がゲルになって利権ビジネスを助けていると思われても仕方ない現状だと思う。近所の魚屋が「お魚天国」を流すのにも怯えるなんて、バカバカしいとしか言いようがない。

個人

この度の、社交ダンススタジオに対する法的処置について私もスタジオでダンスを習う者として危機感を感じたので意見させていただきます。

音楽の使用料を払うとゆう事になれば当然、レッスン料も値上がりするでしょう。やりくりしてレッスン料を払っている今の状態ではもう続けられなくなるかもしれません。

どうかこれからの高齢化社会を生きる私達の楽しみを奪うような事にならないよう、心からお願いします。

多くの方がダンスを生き甲斐としている事を鑑みて下さい。

「良い音楽を聞いて踊る」とゆう事はストレス発散、人とのつながり、運動不足解消など、なくてはならないものです。

個人

□規定の制定・変更について

○「第十三条 使用料規程」に関して

(1) 第十三条の使用規程に記載する事項に以下の追加を希望する。

「使用料の請求の根拠となる使用実績の算定方法」

理由：使用料を請求する際には、使用実績に基づいて使用料を請求するはずであるが、その算定方法が規程になれば、どのように使用実績を算定しているかが明確でなく、利用者にとって使用しにくい規程となる。

(2) 下記規定の追加を希望する。

「著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をした使用料規程に定める額を減じて請求している事実がある場合は、遅滞なく、その事実を公表しなければならない。」

理由：一部利用者に対してのみ、使用料を減じている事実があれば、著作物の公平な利用が阻害されるため。

(3) 下記規定の追加を希望する。

「著作権等管理事業者は、第一項の規定による届出をした使用料規程により定める額を、取り扱っている著作物等の使用料として請求する場合、一年の超える期間の相当額を超えて請求を行ってはならない。」

理由：著作権管理事業者が、それまで使用料を支払っていない利用者に対して、過去数年に遡って多額の使用料を一度に請求する事例が見られるが、このような請求は利用者に過大な負担を強い、利用者の事業が継続困難になる可能性がある。著作権では、管理事業者が選択的に特定の利用者を告発することが可能であるが、このような権能を背景に多額の請求を行うことは社会正義に反する。事実、著作権管理団体名を騙った請求詐欺のような事案も発生している。管理事業者が通常の業務において請求を行う場合、一年を超えた期間の使用料を請求することは通常ありえないはずであり、このような規定を設けたとしても、著しく違法な行為に対する刑事告発及び民事訴訟が阻害されるものではなく、管理事業者の事業に影響がでることは考えられない。

○「第十五条 管理委託契約約款と使用料規程の公示」に関して

文化庁が、届け出を受けた管理宅契約約款及び使用料規定について、利用者の求めに応じて開示することができる旨の規定の追加を要望する。

理由：事業者の契約約款及び使用料規定の公示方法が明確でないため、これを知ることが困難な場合がある。これらは公示されているものであるため、文化庁が代わって開示することに問題はない。

○「第十八条 財務諸表等の備付け及び閲覧等」に関して

「2 委託者は、著作権等管理事業者の業務時間内は、いつでも、財務諸表等の閲覧又は謄写を請求することができる。」

下記のような変更を希望する。

「2 委託者又は委託の意思のある者は、著作権等管理事業者の業務時間内は、いつでも、財務諸表等の閲覧又は謄写を請求することができる。」

理由：財務諸表の閲覧が、委託者に限定されると契約を結ぶまで、受託者の財務状況等が分からないため、そもそも委託すべきかどうかの判断ができないおそれがある。

利益相反を防止するための措置の要望

○著作物を利用（出版）する立場である事業者が、著作権管理事業者と一体として活動すると、使用料規程を恣意的に決めることが可能となり、原作者の利益に反する恐れがある。そのため、使用料規程を決める協議には、委託者の代表も参加出来る措置を講ずることを希望する。

委託管理禁止期間を設定することを禁止することを要望する

○著作権等管理事業法の施行に伴い、委託管理契約解除後の再契約を禁止する約款を制定した事業者があるが、一度、ある著作権管理事業者の管理を離脱した者に対して、再契約を一定期間禁じる規定等は、著作権者が管理先を選択する自由を奪うものであり、その他の理由なく再加入を認めない規定を設定した事業者に対しては、業務改善命令を出すことを要望する。

なお、自由な離脱・再加入を認めると、契約の安定が損なわれるという意見があるかもしれないが、そもそも契約期間中の離脱は例外的な事項であり、通常は解約手数料等の設定により解決すべき問題である（そもそも解除した契約が、将来の契約を禁止するという約款は法律上適法か？）。また、再加入には契約手数料等も必要であり、信託禁止期間を儲けることが適当とは思われない。

出版物貸与権管理センターについて

○出版物貸与権管理センター（仮称）が予定されているが、集中管理型とされて

いることに関しては、著作権等管理事業法の趣旨に反する。また、出版公表されている出版物は極めて多数にのぼり、そもそも集中管理することも困難である。このような状況において、貸与権が適切に付与されなければ、出版物貸与権の施行時に著しい社会的混乱が起こることも予想される。文化庁において、出版物の貸与権に関して、著作権等管理事業法を促進する立場からどのような対応を行っているのか、また現状はどのような状況か公表されることを希望する。

個人

著作権者の権利を保護するため、著作権等管理事業者への管理委託契約は、信託契約は法的に禁止し委任契約のみにすべきであると思います。

現在は JASRAC の一社独占状態にあり、他社への乗り換えも JASRAC の一方的な約款によりしづらい状況にあると思います。

個人

私的、非営利かつ既存著作物の複製(CD、画像等コピー)で無い場合は著作物の再使用に関する規定をゆるめて欲しい。

アマチュアによる模写や楽曲演奏が著作権者の権利に深刻な影響を及ぼしているとは考えにくい。

個人

以下について、ご検討よろしくお願いいたします。

1.

各著作権等管理事業者の管理する著作物の統合データベースを作り、誰でも容易に検索できる環境を整備し、著作物の利用者に対し便宜を図ること。著作物データには各著作物の利用条件が明示すること。

2.

著作権等管理事業法成立時の衆議院附帯決議の三、及び参議院附帯決議の三と七を遵守すること。

以上です。